

報道関係者各位

6 月 1 日から職場の熱中症対策が義務化へ

熱中症対策のためドライバー・従業員へ水・塩飴を配布

6 月 2 日(月)～10 月末日まで

地域に根差した総合物流サービスを提供する三重執鬼株式会社(本社:三重県鈴鹿市、代表:寺田 忍)は、従業員の熱中症対策のため、6 月 2 日(月)より、全従業員を対象に水と塩飴の配布を始めます。

労働安全衛生規則の改正により 6 月 1 日から、職場における熱中症対策が罰則付きで義務化されます。

当社は、凍らせたペットボトルの水と塩飴の配布のほか、保冷/空調ベストの配布や倉庫への大型ファン設置などの熱中症対策を実施し、従業員の安全な労働環境確保に取り組んでいます。



【概要】

熱中症対策のためのドライバー・従業員への水・塩飴の配布開始

日時: 2025 年 6 月 2 日(月)～10 月末日

※配布開始の 6 月 2 日は 14:00 頃～取材・撮影可能です

場所： 三重執鬼株式会社(三重県鈴鹿市地子町 523-2)

内容： 当社ドライバー・従業員へ凍らせたペットボトルの水と塩飴を配布

【労働現場での熱中症の現況と当社の対策について】

温暖化による酷暑の影響で、職場での熱中症災害発生状況が深刻化しています。

厚生労働省によると、2024 年の職場における熱中症による死傷者数(※1)は、前年比 89 人増の 1195 人、うち死亡者数は 30 人にのぼりました。また、2020 年以降の業種別の熱中症死傷者数では、運送業は 659 人と、建設業(949 人)、製造業(889 人)に次いで多くなっています(※2)。

※1 職場での熱中症による死亡者及び休業 4 日以上の上業務上疾病者の数

※2 出典:厚生労働省「職場における熱中症予防対策の周知事業」HP https://neccyusho.mhlw.go.jp/heatstroke/#sec01_04

こうした背景から、6 月からは労働安全衛生規則が改正され、熱中症患者の報告体制の整備と、熱中症の悪化を防止する措置の準備、それぞれの作業従事者への周知など、事業者による熱中症対策が罰則付きで義務化されます。

当社は例年、従業員に対し、夏季の水・塩飴配布を実施しています。

社内に大型冷蔵庫を設置し、1 日あたり 100～120 本の凍らせたペットボトルを常備。また、グループごとに塩飴を用意し、随時水分・塩分補給ができる体制を整えています。

このほか、体温調節のための保冷/空調ベストを希望者に配布し、30～40 人ほどの従業員が利用しています。倉庫には大型ファンを設置し、作業現場の温度・空調管理を徹底しています。

今後も熱中症予防対策と啓発・連絡体制の強化を図り、全従業員が快適に働くことのできる安全な労働環境を確保してまいります。

＜本プレスリリース、取材などに関するお問い合わせ＞

三重執鬼株式会社 部署名 経営管理グループ 担当 三林

TEL: 059-384-0003 E-mail: airi@toruki.co.jp

URL: <https://www.toruki.co.jp/>